

単価契約仕様書

- 1 案件名
令和8年度 高速カラープリンター用インク（シアン・マゼンタ・イエロー） 買入
（単価契約）
- 2 納入場所
大阪市住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所4階） 総務課（総務）
- 3 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 品目・発注予定数量

No	インクの種類	単位	発注予定数量
1	理想科学工業株式会社 RISO FT インクキットH シアン S-8944	1本	10本
2	理想科学工業株式会社 RISO FT インクキットH マゼンタ S-8945	1本	10本
3	理想科学工業株式会社 RISO FT インクキットH イエロー S-8946	1本	15本

※ 数量については、発注数量を確約するものではない。また、過不足の保証も行わない。

5 品質

- (1) 高速カラープリンター「ORPHIS FT5231」（メーカー：理想科学工業株式会社）に使用でき、当該品目を使用することで本体機器の保守が受けられるもの。
- (2) 純正品かつ新品に限る。
- (3) 納品時、製造日から6箇月以内又は製造元から6箇月以内に出荷されたものであること。

6 契約方法

1本あたりの単価契約とする。
見積提出時には、「物品供給見積書」及び「単価契約の明細書」を所定の様式で用意し、税別単価に予定数量を乗じた額を、物品供給見積書に記入すること。

7 発注及び納入期限

- (1) 所定の様式（別紙）を用いてメール発注を行う。
受注者は契約決定後、本市担当職員に発注を受付するメールアドレスを連絡すること。
- (2) 商品は発注日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日は含まない）に納入すること。

8 納入

- (1) 契約期間内に「4 品目」に定める物品を納入できなくなる場合は、「5 品質」の条件を満たす代替品を納入すること。また事前に任意の納入品変更届（変更品のメーカー名、製品名が記載され、「5 品質」の条件を満たしていることが確認できるメーカー発行の書類が添付されているもの）を担当者に提出し、承認を得ること。
- (2) 搬入に際しては、建物管理者の指示に従うこと。
- (3) 納入先については、本市の都合により変更することがある。
- (4) 納入の際には、都度納品書を作成し提出すること。
- (5) 納入にあたり、区役所公用車用北側駐車場を使用することは可能である。（車高制限なし）

9 支払い

- (1) 請求は、月ごとに当月中に納入した数量をとりまとめ、品目ごとの納入数量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の合計を、翌月1日以降に請求できるものとする。
- (2) 請求の際には、本市所定様式を用いた請求書を提出すること。また請求書とは別に、月ごとの納入数量と金額を記した書類を提出すること。様式は任意とする。

10 その他

- (1) 本仕様書に疑義があるとき（同等品の可否を含む。）は、質問受付期間内に指定の方法により質問すること。質問受付期間後の疑義については受付けない。
- (2) 契約後の疑義は、すべて大阪市の解釈とする。
- (3) 不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。
- (4) 本市担当者が必要と認める場合、出荷証明書を提出するものとする。
- (5) 本事業については、令和8年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は契約の締結を行わない。また、その場合に受託者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約時期は、令和8年度予算が発効した以降とする。

11 担当者

〒559-8601

大阪市住之江区御崎 3-1-17 大阪市住之江区役所 総務課

担当：濱田・橋本 Tel：06-6682-9903/Fax：06-6686-2040

発注用紙

契約案件名：令和8年度 高速カラープリンター用インク（シアン・マゼンタ・イエロー） 買入
（単価契約）

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇（受注者）様

お世話になっております。

上記契約に基づき、以下商品の納品をお願いします。

品目	本数
理想科学工業(株) RISO FT インクキットH シアン S-8944	本
理想科学工業(株) RISO FT インクキットH マゼンタ S-8945	本
理想科学工業(株) RISO FT インクキットH イエロー S-8946	本

- 元仕様書に記載のとおり、発注日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日は含まない）に納入してください。
- 月ごとに納入した数量をとりまとめ、品目ごとの納入数量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の合計を、翌月1日以降にご請求頂けます。
その際、任意の様式で納品数量と金額を記載した書類を、請求書と共にご提出ください。

【発注者】

〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3-1-17

大阪市住之江区役所 総務課（総務） 4階 41 番窓口

担当：濱田・橋本 Tel：06-6682-9903/Fax：06-6686-2040

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。